平成24年度統計法施行状況に関する審議結果(概要)

経緯等

平成25年10月 内閣府統計委員会

統計委員会は、毎年度、総務大臣から統計法施行状況について報告を受け、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成21年3月13日閣議決定)の取組状況を中心に審議を行い、その結果を公表(必要に応じて関係府省への意見通知を実施)

今年度は、取組状況を評価するとともに、社会経済情勢の変化を勘案して、平成26年度を初年度とする 次期基本計画に向けた基本的な考え方についても審議

今回取りまとめた平成24年度統計法施行状況に関する審議結果については、次期計画の策定に資する観点から、統計法(平成19年法律第53号)第55条第3項の規定に基づく意見として総務大臣に通知

審議結果のポイント

(次期計画の策定に向けた基本的な考え方)

1 施策展開に当たっての基本的な視点 [本文]5]

統計の体系的整備・有用性の確保・向上

(ニーズに応じた統計の的確な整備)

統計相互の整合性の確保・向上 国際比較可能性の確保・向上 経済・社会の環境変化への的確な対応 (ジェンダー統計、地域別統計、各歳別表章の充実等) 正確かつ効率的な統計作成の推進 統計データの透明化・オープン化の推進

2 公的統計の整備に関する事項 [本文P7]

- → 国民経済計算の推計精度向上、国際基準 (2008SNA)
 への対応等 [本文P7]
- ➤ 経済構造統計 (経済センサス)を中心とした産業関連 統計に関する新たな枠組みの構築 [本文P9]
- → 人口減少社会や働き方の変化に対応した統計の整備 (非正規雇用を的確に捉える労働者区分の見直し等) [本文P14]

3 公的統計の整備に必要な事項 [本文 P17]

- 事業所母集団データベースの整備・活用による統計作成の効率化 [本文P17]
- オンライン調査の推進 [本文P19]
- ≫ 統計の品質評価の取組促進、政府統計共同利用システムの機能充実等 [本文P21、P23~]